

# わが島根（まち）づくり応援助成金交付要綱

（福祉立国しまね創造基金）

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する、福祉立国しまね創造基金を活用した、わが島根づくり応援助成金（以下、「助成金」という）の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の目的）

第2条 この助成金は、地域住民が主体的に取り組む福祉活動を社協が支援することで、地域に必要な福祉サービスが充足されることを目的とする。

（助成対象となる活動）

第3条 この助成金の対象となる活動は、島根県内において、別に定める「わが島根づくり応援助成金募集要領」（以下、「要領」という）に定めるテーマに取り組む団体等（以下、「助成対象団体」という。）が、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）の支援を受けて、新たに立ち上げる又は拡充する活動とする。

2 前項の規定に関わらず、対象としない活動は、要領に定める。

（助成対象経費）

第4条 この助成金の交付対象となる経費は、要領に定める。ただし、前条で定める活動に係る拠点の管理運営費等、経常的に必要となる経費については、助成の対象としない。

（助成対象活動の実施期間）

第5条 4月1日から翌年3月31日までの期日を事業年度とし、助成対象となる活動の実施期間は原則2か年とする。ただし、1か年の活動も認めるものとする。

（助成金の額）

第6条 この助成金の額は、対象経費総額の10分の9以内とし、270万円を限度とする。

2 前項の規定に関わらず、単年度あたりの助成額は180万円を限度とする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成対象団体でこの助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を要領に定める期日までに、活動を行う所在地の市町村社協を経由し、本会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

2 市町村社協は、前項に定める申請書が提出されたときは、内容を確認の上、ヒアリングシート（様式第2号）を添付し会長に提出するものとする。

（申請内容の審査）

第8条 会長は、前条に定める申請書の提出があったときは、助成金の交付の可否及び助成額を決定するにあたり、審査会を開催し、これに諮問しなければならない。

2 審査会に関する規定は、会長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第9条 会長は、前条及び第14条に規定する審査会の審査結果に基づき、助成金の交付の可否及び助成額を決定する。

2 会長は、決定した助成金の交付の可否及び助成額について、第7条に基づき申請書を提出した団体に対し、助成金交付決定通知書(様式第3号)または不採択通知書(様式第3号の2)により通知するとともに、当該市町村社協に対し、審査結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 会長は、前条に定める助成金の交付決定に際し、次に掲げる条件を附するものとする。

(1) この助成金を第2条に定める目的に反して使用しないこと。

(2) 前条に基づく交付決定を受けた活動(以下、「交付決定活動」という。)により取得し又は効用が増加した財産については、交付決定活動の完了後も善良な管理者の注意を以って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(3) 交付決定活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理すること。

(4) 前号に定める帳簿及び証拠書類は、助成期間終了後から5年間、保管しなければならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数(以下、「耐用年数」という。)が5年を超える備品等がある場合には、耐用年数の期間とする。

2 会長は、前項に定めるもののほかに、必要に応じて条件を附することができる。

(助成金の支払い)

第11条 交付決定活動の実施団体(以下、「実施団体」という。)は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に定める請求書を受理したときは、交付決定額の範囲内で助成金の支払いを行う。

(市町村社協の活動支援金)

第12条 第9条により審査結果通知書を受けた市町村社協は、採択とした実施団体に応じて1団体につき10万円を限度とした活動支援金(以下、「支援金」という。)を本会に請求することができる。

2 支援金の支払いを受けようとするときは、市町村社協活動支援金交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(中間申請)

第13条 実施団体で助成対象活動の実施期間が2年目となる場合には、中間申請書(様式第7号)を別に定める期日までに、当該市町村社協を経由し、会長に提出しなければならない。

2 市町村社協は、前項に定める中間申請書が提出されたときは、内容を確認の上、中間ヒアリングシート(様式第8号)を添付し会長に提出するものとする。

(中間審査)

第14条 会長は、前条に定める中間申請書の提出があったときは、助成金の交付額を決定するにあたり、審査会を開催し、これに諮問しなければならない。

2 審査会に関する規定は、第8条第2項に準ずる。

(交付決定内容の変更)

第15条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに変更等承認申請書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。ただし、変更後の活動内容が当初の目的を変更しないものであり、かつ、軽微な変更である場合はこの限りではない。

(1) 交付決定した活動の内容又は活動に要する経費の配分を著しく変更するとき。

(2) 交付決定した活動の一部又は全てを中止又は廃止しようとするとき。

2 実施団体は、前項に定める申請を行うにあたっては、その内容について当該市町村社協に相談し、十分な理解を得なければならない。

3 会長は、第1項に定める申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更の可否について決定を行う。なお、会長は、この決定にあたり必要に応じて条件を附することができる。

4 会長は、前項の定めにより決定した内容について、第1項に基づく申請書を提出した団体及び当該市町村社協に対し、変更等承認通知書(様式第10号)により通知しなければならない。

(調査及び指導)

第16条 会長は、必要と認めるときは、実施団体に対して交付決定活動の実施状況又は会計の状況等に関し、報告を求め、調査又は指導を行うことができる。

2 実施団体は、助成期間終了後5年間、または第17条第2項に規定する年限のうち、より長い年限の間、本会が行う立会調査等に協力しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 実施団体は、この助成金により10万円以上の備品等を取得した場合、この備品等が助成金の目的どおりに使用できなくなった場合は、財産処分承認申請書(様式第11号)により、処分の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、助成期間の終了後から耐用年数に応じて適用する。また、耐用年数の期間が経過前に処分を行う場合には、定率法による未償却残高を本会に返還しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第18条 会長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 法令、本要綱及び要領に違反したとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

2 会長は、前項の定めにより決定した内容について、実施団体及び当該市町村社協に対し、交付決定取消通知書(様式第12号)により通知しなければならない。

(助成金の返還)

第19条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当し、その取り消された部分に対し既に助成金が交付されているときは、当該助成金を会長が定めた期日までに返還しなければならない。

- (1) 第17条第2項(財産処分の制限)により未償却残高があるとき。
- (2) 第18条(交付決定の取り消し)により交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

(実績報告)

第20条 実施団体は、交付決定活動の完了した日から起算して1か月が経過する日までに、助成金活動実績報告書(様式第13号)を当該市町村社協に提出しなければならない。

- 2 市町村社協は、実施団体から前項に定める報告書が提出されたときは、内容を確認し、意見書(様式第14号)を添えて、会長に提出するものとする。
- 3 前項に定める実績報告書の提出があったときは、当該市町村社協職員および本会職員による現地調査を速やかに行う。
- 4 前項に定める調査の結果、その報告に係る活動が助成金の交付の内容(第15条に基づく承認をした場合には、その内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、実施団体及び当該市町村社協に対し、助成金交付確定通知書(様式第15号)により通知しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関して必要な事項等については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定に関わらず、令和8年度の募集にあたっては、令和8年8月1日から令和10年3月31日までを助成対象活動の実施期間とする。

# 令和8年度 わが島根づくり応援助成金 募集要領

---

## 1 助成の対象となる活動

---

・島根県内で、以下の①または②のテーマで展開する営利を目的としない活動であって、新たに立ち上げる又は拡充する活動。

①地域での生活を維持するための有償サービス活動

(買い物支援、生活支援、移動支援等)

②日常生活や社会生活における孤独・孤立等の課題を抱えた方を地域で支援する活動

(ひきこもり状態にある方の居場所や就労の場づくり等)

※政治活動又は宗教活動と考えられる活動は、対象としない。

※他の機関・団体等から補助金又は助成金を交付されている活動は、対象としない。

---

## 2 活動の期間

---

・原則、令和8年8月1日～令和10年3月31日の2か年とする。

ただし、令和8年8月1日～令和9年3月31日までの1か年の活動も可とする。

---

## 3 助成金の金額

---

・対象経費総額の10分の9以内とし、270万円を限度とする。

・単年度あたりの助成額は180万円を限度とする。

---

## 4 助成団体数

---

・3団体まで

## 5 助成対象となる経費

費目		内容
活動費 支出	諸謝金	講師等の招聘に要する経費
	旅費	講師の旅費、担い手等への研修旅費
	消耗器具備品費	消耗品及び器具備品の購入に要する経費 ※1件10万円未満のもの
	印刷製本費	関係資料などの印刷に要する経費
	賃借料	会場、機材、器具等の借上げに要する経費
	通信運搬費	切手代、葉書代及び配送料等
	広報費	新聞広告、パンフレット、機関紙及び広報誌等の作成に要する経費
	保険料	担い手に係るボランティア活動保険料等
	人件費	新規立上時のみ適用（1年目のみ） ※助成申請額の10%を上限とする
施設整備 備費支出	取得費	軽微な規模の建物、車両、機器、設備及び備品等の取得に要する経費 ※1件10万円以上のもの
	修繕費	活動の拠点として使用する建物等に係る簡易な改築、修繕及び整備に要する経費 ※公的な施設に係るものは対象外とする

・以下の経費は対象外とする。

- ・団体の経常的活動経費
- ・従前から行う活動の継続に必要となる経費
- ・団体構成員に対する謝金
- ・用地取得費
- ・汎用性が高い物品等に係る経費（案件ごとに判断）
- ・交付決定日以前に支出した経費

## 6 申請の流れ

(1) 活動を行う所在地の市町村社協へ相談

企画書等（参考：様式第1号の2）を作成し、相談ください。

(2) 所定の申請書を作成し、提出

申請団体が以下①～③の書類を作成し、当該市町村社協へ提出ください。

- ①「様式第1号 助成金交付申請書」
- ②「様式第1号の2（または3） 活動計画書」
- ③「様式第1号の4 活動予算書」

---

## 7 申請の受付期間

---

・市町村社協の窓口へ令和8年5月29日（金） 必着

---

## 8 審査会

---

審査会では、申請団体及び市町村社協によるプレゼンテーションによる審査を行っていただきます。

開催時期：令和8年7月中旬

詳細は受付期間終了後、お知らせします。

---

## 9 交付決定通知

---

審査会終了後、令和8年7月下旬までに申請団体へ通知を行います。

---

## 10 お問い合わせ先

---

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

地域福祉部地域福祉係 担当 松村

電話：0852-32-5997

FAX：0852-32-5982

MAIL：chiiki@fukushi-shimane.or.jp

様式一覧

	様式	作成者	提出先
様式第1号	助成金交付申請書	<申請団体>	<市町村社協>→≪県社協≫
様式第1号の2	新規		
様式第1号の3	拡充		
様式第1号の4	活動予算書		
様式第2号	ヒアリングシート	<市町村社協>	≪県社協≫
様式第3号	助成金交付決定通知書	≪県社協≫	<申請団体>
様式第3号の2	不採択通知書	≪県社協≫	<申請団体>
様式第4号	審査結果通知書	≪県社協≫	<市町村社協>
様式第5号	助成金交付請求書	<申請団体>	≪県社協≫
様式第6号	市町村社協活動支援金交付請求書	<市町村社協>	≪県社協≫
様式第7号	中間申請書	<申請団体>	<市町村社協>→≪県社協≫
様式第7号の2	新規		
様式第7号の3	拡充		
様式第7号の4	中間収支見込書		
様式第8号	中間ヒアリングシート	<市町村社協>	≪県社協≫
様式第9号	変更等承認申請書	<申請団体>	<市町村社協>
様式第10号	変更等承認通知書	≪県社協≫	<申請団体>
様式第10号の2	変更等承認通知書	≪県社協≫	<市町村社協>
様式第11号	財産処分承認申請書	<申請団体>	≪県社協≫
様式第12号	交付決定取消通知書	≪県社協≫	<申請団体><市町村社協>
様式第12号の2	交付決定取消状況通知書	≪県社協≫	<市町村社協>
様式第13号	助成金活動実績報告書	<申請団体>	<市町村社協>→≪県社協≫
様式第13号の2	新規		
様式第13号の3	拡充		
様式第13号の4	活動決算書		
様式第14号	意見書	<市町村社協>	≪県社協≫
様式第15号	助成金交付確定通知書	≪県社協≫	<申請団体><市町村社協>